

# 国際条約等の概要

## 経済統計に関する国際条約（昭和27年条約第19号）（抄）

### （総則）

第一条 締約国は、その施政下にある地域の各部分でこの条約が適用されるものについて、第二条に掲げる統計を同条に定める期間ごとに作成し、且つ、発表することを約束する。

### （統計の種類）

第二条 前条に掲げる統計の種類は、次のとおりとする。

#### V 工業

(C) 絶対数又は比較の基礎として採用された期間に対する比例数の形式による定期の、できれば四半期ごとの又はなるべく毎月の統計系列で、最も代表的な生産部門の工業的活動の変化を示すもの

### （工業活動の指数）

第七条 締約国は、工業活動の指数の作成のための方式の例示として添付された第五附属書の基礎となっている原則を一般的に承認することを表明し、また、工業活動の指数の広はんな規模における作成を計画することができるようになった場合にその原則中の適用することができるものを実施するという問題を考慮することに同意する。

### 【第五附属書のポイント】

- 価額によってのみでなく、数量によって生産高を示す。
- 生産数量の統計表は、毎月作成
- 公表される表では、各工業の性質を正確に定義する 等

# 国際条約等の概要

## 工業生産指数に係る国際マニュアル

⇒ 国際連合において、1950年に工業生産指数に係る国際マニュアルが策定され、現在、工業生産指数に関する新たな国際マニュアルの策定が進められているところ

### ＜新旧マニュアルの主な推奨事項＞

	1950年策定マニュアル	現在策定中のマニュアル
指数の目的	非農産品の生産量の時間的変化を示すこと	工業生産における付加価値の短期的な変動を示す指標を提供すること
カバレッジ	鉱業、製造業、公共事業及び建築を含む指数	鉱業及び採石業、製造業、電気、ガス、蒸気及び空調供給業、水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動（ISIC Rev. 4のセクションB～E）
公表頻度	月次が望ましいがそうでない場合は四半期	月次
指数作成方法	—	下位の分類（品目レベル）から順により上位の分類（産業レベル）の指数を作成
指数のタイプ	ラスパイレス（基準時固定）	ラスパイレス（基準時固定）
指数化の対象	付加価値の数量の変化	付加価値の数量の変化（数量の変化から価格の変化の影響を除くため、一般的にデフレーションによる方法を推奨）
ウェイトの改定	5年ごと	産業レベルでは毎年、品目グループレベルでは5年ごと
ウェイトに用いるデータ	純生産の価値	品目グループレベルでは生産の価値、産業レベルでは基本価格による粗付加価値額
季節調整	休日を含む季節性を除外するよう調整し、その方法を明記	最低5年のデータ及び比較的安定的な季節性が必要